平成２４年（フ）第１７４号
宮崎市太田１丁目３番31号
破産者　矢野　孝子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１６号
栃木県佐野市出流原町1381番地
破産者　神山　吾市
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１１７号
栃木県佐野市出流原町1381番地
破産者　神山　慎吾
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２０号
長崎県松浦市調川町下免735番地８
破産者　田端　照子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３９１１号
札幌市手稲区前田１条12丁目２番48号　ＶＩＬＬＡ　ＣＬＡＳＳＥ手稲北口102号
破産者　上村　繁雄
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５７号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―503号
破産者　宮嶋　健夫
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９号
長野県北安曇郡池田町大字会染3665番地
破産者　吉田　志郎
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６３３号
三重県亀山市田村町1888番地２　サンモールハイツⅡ102号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市下大久保町707番地の４
破産者　田中　修二
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１２号
名古屋市南区楠町22番地の１　シティコーポ桜台２号館201号
破産者　内垣　幹雄
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５４号
愛知県津島市神守町字中町156番地　チェリーハウス103号
破産者　山下工業こと山下清市こと　崔　　清市
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
熊本県八代市大村町310番地15
破産者　橋本　誠悟
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８９号
熊本県宇城市不知火町御領84番地10
破産者　野山　健作
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７１号
新潟県新発田市下山田465番地
破産者　大滝喜太郎
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９５号
静岡県富士宮市小泉563番地の７
破産者　井上　弘明
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
静岡県裾野市石脇12番地の５、前住所静岡県裾野市富沢54番地
破産者　渡邉　宗一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県富士市中丸282番地の10　リバーハイツ203号、前住所静岡県富士市吉原５丁目１番１―311号
破産者　髙橋　　茂
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３２２号
静岡県浜松市中区上島６丁目25番13号　グリーンテラス上島105号室、前住所静岡県浜松市東区上新屋町237番地の３
破産者　鈴木　貴芳
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
京都府京丹後市弥栄町黒部2516番地
破産者　地上　拓哉
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部